

奈良市公報

第160号

令和8年1月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月	日	番号	件名	主管
12	22	47	奈良市公報号外第28号に掲載	共生社会推進課
12	22	48	奈良市公報号外第28号に掲載	幼保こども園課
12	22	49	奈良市公報号外第28号に掲載	文化振興課
12	22	50	奈良市公報号外第28号に掲載	文化振興課
12	22	51	奈良市公報号外第28号に掲載	文化振興課
12	22	52	奈良市公報号外第28号に掲載	危機管理課
12	22	53	奈良市公報号外第28号に掲載	住宅課
12	22	54	奈良市公報号外第28号に掲載	企業局企業総務課

規 則

月	日	番号	件名	主管
12	19	71	奈良市公報号外第28号に掲載	会計課
12	19	72	奈良市公報号外第28号に掲載	市民税課
12	19	73	奈良市公報号外第28号に掲載	子ども給付課
12	22	74	奈良市公報号外第28号に掲載	斎苑管理課
12	26	75	奈良市公報号外第28号に掲載	国保年金課
12	26	76	奈良市公報号外第28号に掲載	住宅課

告 示

月	日	番号	件名	主管
12	16	537	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	17	538	道路の位置指定	建築指導課
12	19	539	大和都市計画生産緑地地区の変更	都市計画課
12	19	540	放置自転車等の保管	環境政策課
12	19	541	奈良市公報号外第28号に掲載	子ども給付課
12	19	542	令和7年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
12	22	543	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
12	22	544	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
12	22	545	生活保護法の規定による指定医療機関からの変更の届出	保護課

12	22	546	奈良市公報号外第 28 号に掲載	幼保こども園課
12	22	547	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
12	22	548	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
12	22	549	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
12	22	550	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
12	22	551	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
12	22	552	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
12	22	553	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
12	22	554	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
12	22	555	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
12	22	556	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
12	22	557	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定	障がい福祉課
12	22	558	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の指定（更新）	障がい福祉課
12	22	559	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者等の廃止	障がい福祉課
12	23	560	奈良市公報号外第 28 号に掲載	総合政策課
12	23	561	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12	24	562	放置自転車等の処分	環境政策課
12	25	563	差押調書の公示送達	滞納整理課
12	25	564	道路の区域変更	土木管理課
12	25	565	道路の供用開始	土木管理課
12	25	566	道路の位置指定	建築指導課
12	25	567	道路の位置指定	建築指導課
12	25	568	指定管理者の指定	月ヶ瀬行政センター 地域振興課
12	25	569	令和 7 年奈良市告示第 165 号（予防接種の実施）の一部改正	健康増進課

12	26	570	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	571	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	572	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	573	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	574	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	575	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	576	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	577	指定管理者の指定	スポーツ振興課
12	26	578	指定管理者の指定	スポーツ振興課
監 査				
月	日	番号	件 名	
12	19	19	包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
12	22	20	住民監査請求に係る監査結果の公表	
12	25	21	定期監査の実施	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
12	16	21	奈良市公報号外第28号に掲載	企業総務課
12	26	71	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
12	18	17	定例教育委員会の開催	教育政策課
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
12	23	1	奈良市公報号外第28号に掲載	議会総務課

告

示

奈良市告示第 537 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 12 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

（令和 7 年 12 月 16 日掲示済）

奈良市告示第 538 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	橿原市醍醐町 522 番地 1
申請者氏名	株式会社キラマチ不動産 代表取締役 上田 庸輔
道路の位置	奈良市東九条町 347 及び 353-10 の各一部
道路の幅員	最大 4.02m 最小 4.01m
道路の延長	27.76m
指定年月日	令和 7 年 12 月 17 日
指定番号	第 R0710 号

（令和 7 年 12 月 17 日掲示済）

奈良市告示第 539 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市秋篠早月町、押熊町、大安寺三丁目、東九条町、中山町、中山町西三丁目、法華寺町、古市町、南京終町二丁目、南京終町六丁目及び六条一丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 都市整備部 都市計画課

（令和 7 年 12 月 19 日掲示済）

奈良市告示第 540 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 12 月 16 日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 12 月 19 日揭示済）

奈良市告示第 542 号

令和 7 年奈良市議会 12 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により別紙のとおり公表する。

令和 7 年 12 月 19 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 4 号）

2 令和 7 年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）

3 令和 7 年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

4 令和 7 年度奈良市水道事業会計補正予算（第 1 号）

5 令和 7 年度奈良市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和7年度奈良市一般会計 補正予算（第4号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,651,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173,848,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		千円 36,876,093	千円 11,175	千円 36,887,268
	2. 国庫補助金	3,773,031	2,175	3,775,206
	4. 国庫交付金	8,576,598	9,000	8,585,598
17. 県支出金		12,442,604	4,500	12,447,104
	4. 県交付金	2,198,060	4,500	2,202,560
21. 繰越金		1,396,028	35,588	1,431,616
	1. 繰越金	1,396,028	35,588	1,431,616
23. 市債		14,337,600	3,600,000	17,937,600
	1. 市債	14,337,600	3,600,000	17,937,600
歳入合計		170,197,464	3,651,263	173,848,727

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		千円 651,477	千円 16,598	千円 668,075
	1. 議会費	651,477	16,598	668,075
2. 総務費		18,183,276	176,104	18,359,380
	1. 総務管理費	11,832,727	229,373	12,062,100
	3. 徴税費	1,556,223	△ 32,985	1,523,238
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,000,060	△ 6,368	993,692
	5. 選挙費	609,172	1,325	610,497
	6. 統計調査費	265,846	7,117	272,963
	7. 監査委員費	93,084	△ 22,358	70,726
3. 民生費		79,166,422	67,459	79,233,881
	1. 社会福祉費	37,114,509	75,095	37,189,604
	2. 児童福祉費	28,658,733	1,166	28,659,899
	3. 生活保護費	13,217,533	△ 11,309	13,206,224
	4. 国民年金事務費	175,647	2,507	178,154

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4. 衛生費		15,001,205	△ 140,031	14,861,174
	1. 保健衛生費	4,983,367	31,734	5,015,101
	2. 保健所費	917,013	△ 96,928	820,085
	3. 清掃費	7,964,560	△ 74,837	7,889,723
5. 労働費		109,361	△ 1,733	107,628
	1. 労働諸費	109,361	△ 1,733	107,628
6. 農林水産業費		862,322	8,050	870,372
	1. 農林費	862,322	8,050	870,372
7. 商工費		1,057,204	837	1,058,041
	1. 商工費	1,057,204	837	1,058,041
8. 観光費		1,113,665	△ 10,577	1,103,088
	1. 観光費	1,113,665	△ 10,577	1,103,088
9. 土木費		15,575,191	65,809	15,641,000
	1. 土木管理費	246,605	20,291	266,896
	2. 道路橋梁費	7,542,957	38,685	7,581,642
	3. 河川費	370,544	11,727	382,271
	4. 都市計画費	5,874,336	△ 24,137	5,850,199
	6. 住宅費	647,046	19,243	666,289
10. 消防費		5,206,591	447	5,207,038
	1. 消防費	5,206,591	447	5,207,038
11. 教育費		14,084,106	3,468,300	17,552,406
	1. 教育総務費	3,482,841	△ 74,013	3,408,828
	2. 小学校費	2,672,847	3,591,268	6,264,115
	3. 中学校費	1,307,884	13,227	1,321,111
	4. 高等学校費	992,845	△ 84,528	908,317
	5. 幼稚園費	589,400	△ 20,937	568,463
	7. 保健体育費	2,919,882	43,283	2,963,165
歳出合計		170,197,464	3,651,263	173,848,727

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9. 土木費			千円 279,019
	2. 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	279,019
11. 教育費			3,600,000
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	3,600,000
合 計			3,879,019

第3表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度	額
JR帯解駅舎改修事業機器移設負担金	令和7年度から 令和8年度まで		30,000
佐保小学校校舎建設事業	令和7年度から 令和9年度まで		4,895,362
学校給食調理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで		30,000
指定管理者による奈良市男女共同参画センターの管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市東市コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市田原コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市八条コミュニティスポーツ広場の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市右京コミュニティスポーツ会館の管理に要する経費	令和8年度から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	
指定管理者による奈良市月ヶ瀬梅の資料館の管理に要する経費	令和8年度から 令和10年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額	

第4表 地方債補正

1. 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	1,813,400	5,413,400
計	14,337,600	17,937,600

令和7年度奈良市一般会計
補正予算（第5号）

令和7年度奈良市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第1表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
可燃ごみ等処理業務委託	令和7年度から 令和8年度まで	1,000,000 ^{千円}

令和7年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,307,529千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 財 産 収 入		千円 500	千円 300	千円 800
	1. 財産運用収入	500	300	800
歳 入 合 計		35,307,229	300	35,307,529

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 基 金 積 立 金		千円 500	千円 300	千円 800
	1. 基金積立金	500	300	800
歳 出 合 計		35,307,229	300	35,307,529

第2表 債務負担行為補正

1. 追加分

事 項	期 間	限 度 額
子ども・子育て支援委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 26,000
徴収通知書印刷等経費	令和7年度から 令和8年度まで	4,000

令和7年度奈良市水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度奈良市水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
料金システムデータ抽出委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 23,680	令和7年度から 令和9年度まで	千円 23,680
料金システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	218,974	令和7年度から 令和9年度まで	218,974

令和7年度奈良市下水道事業会計
補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度奈良市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度奈良市下水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
料金システム開発委託	令和7年度から 令和8年度まで	千円 218,974	令和7年度から 令和9年度まで	千円 218,974

(令和 7 年 12 月 19 日掲示済)

奈良市告示第 543 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
高木医院	奈良県奈良市三条町 2-474 福森ビル 2F	令和 7 年 10 月 31 日
自分薬局宝来	奈良県奈良市宝来町 1270 番地 19	令和 7 年 10 月 31 日
自分薬局中登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目 2 番ローレルスクエア 登美ヶ丘東館Ⅱ102 号	令和 7 年 10 月 31 日
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目 5 番 3 号 105 号室	令和 7 年 2 月 28 日

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 544 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
自分薬局宝来	奈良県奈良市宝来町 1270 番地 19	令和 7 年 11 月 1 日
自分薬局中登美ヶ丘	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目 2 番ローレルスクエア 登美ヶ丘東館Ⅱ102 号	令和 7 年 11 月 1 日
訪問看護ステーション福優	奈良県奈良市芝辻町二丁目 5 番 3 号タウニイマサキ 105 号室	令和 7 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション縁・生駒	奈良県奈良市学園朝日元町一丁目 507-6	令和 7 年 6 月 1 日

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 545 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

	医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
旧	医療法人はしもと歯科クリニック	奈良県奈良市三条本町 9 番 21 号 JR 奈良伝宝ビル 1 階・4 階	令和 7 年 11 月 1 日
新	医療法人 FIVE はしもと歯科クリニック	奈良県奈良市三条本町 9 番 21 号 JR 奈良伝宝ビル 1 階・4 階	

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 547 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止
 令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 廃止年月日 令和 7 年 3 月 31 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910100268	社会福祉法人こぶしの会	奈良県奈良市古市町 529-4	支援センターふゅーちゃー	奈良県奈良市古市町 529-4	行動援護
2910101563	エンジェルハート株式会社	奈良県奈良市南京終町一丁目 183-22	エンジェルハート	奈良県奈良市七条一丁目 36-45-103	行動援護
2910101829	社会福祉法人こまどり会	奈良県奈良市西ノ京町 155-1	喜蔵庵	奈良県奈良市中町 502-4	就労継続支援 A 型
2910103254	一般社団法人あおば会	奈良県磯城郡田原本町矢部 648 番地の 4	ああす	奈良県奈良市高畑町 626 番 3 号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護

- (2) 廃止年月日 令和 7 年 3 月 31 日（指定障害児通所支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2950100293	特定非営利法人ともに	奈良県奈良市青山八丁目 104 番地	ともに	奈良県奈良市青山八丁目 104 番地	保育所等訪問支援 居宅訪問型 児童発達支援

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 548 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
 (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定
 令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定年月日 令和 7 年 4 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910104054	合同会社訪問介護みかん	奈良県奈良市蘭生町 1813 番地の 26	ケアステーションみかん	奈良県奈良市蘭生町 1813 番地の 26	重度訪問介護	令和 13 年 3 月 31 日
2910104534	有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206 番地の 25	キンモクセイ	奈良県奈良市東九条町 625 番地 17	短期入所	令和 13 年 3 月 31 日
2920100787	合同会社セローム	奈良県奈良市丸山二丁目	グループホームよっちゃん	奈良県奈良市石木町 116 番	共同生活援助	令和 13 年 3 月 31 日

		4498 番地の 46		地の 7		
--	--	-------------	--	------	--	--

(2) 指定年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100541	株式会社ハッピーサービスグループ	奈良県奈良市六条三丁目 1 号 15 号	学習支援リハスタジオハッピーリング Base	奈良県奈良市六条二丁目 19 番 17 号	児童発達支援 放課後等デイサービス	令和 13 年 3 月 31 日

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 549 号

次に掲げる事業者を指定（更新）したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者の指定（更新）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の指定（更新）
- (5) 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定（更新）

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910100250	社会福祉法人わたぼうしの会	奈良県奈良市六条西三丁目 25 番 4 号	たんぽぽの家	奈良県奈良市六条西三丁目 25 番 4 号	生活介護 就労継続支援 B 型	令和 13 年 3 月 31 日
2910100862	特定非営利活動法人マープル	奈良県奈良市山陵町 1118-2	まーぶる	奈良県奈良市山陵町 1118-2	生活介護	令和 13 年 3 月 31 日
2910100870	特定非営利活動法人かかしの会	奈良県奈良市六条西 3 丁目 3-21	作遊所かかしの家	奈良県奈良市六条西 3 丁目 3-21	生活介護	令和 13 年 3 月 31 日
2910100938	株式会社ナカムラ	奈良県奈良市左京三丁目 11 番 8 号	ケアステーション奈良	奈良県左京三丁目 11 番 8 号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	令和 13 年 3 月 31 日
2910101910	一般社団法人みやこいち福祉会	奈良県奈良市芝辻町一丁目 7 番 18 号	ジョイアススクールつなぎ	奈良県奈良市南京終町七丁目 540 番地 5 2 階	自立訓練 (生活訓練) 就労移行支援 就労定着支援	令和 13 年 3 月 31 日
	株式会社 SK 岡	奈良県奈良市		奈良県奈良市	居宅介護	令和 13 年

2910101928	本	芝辻町三丁目 5 番 6 号	陽気	芝辻町三丁目 5 番 6 号	行動援護 同行援護	3 月 31 日
2910101936	有限会社ほの ぼの	奈良県奈良市 東九条町 206- 25	生活介護事業 所しふおん	奈良県奈良市 東九条町 625 番地 1	生活介護	令和 13 年 3 月 31 日
2910102330	特定非営利活 動法人かかし の会	奈良県奈良市 六条西三丁目 3-21	ショートステ イかかし	奈良県奈良市 六条西三丁目 4-7	短期入所	令和 13 年 3 月 31 日
2910102975	合同会社 MSR	奈良県香芝市 旭ヶ丘 3 丁目 5 番 33	訪問介護ステ ーションゆた か	奈良県奈良市 油阪町 1-8 フ レアコート奈 良 203	居宅介護	令和 13 年 3 月 31 日
2920100134	特定非営利活 動法人かかし の会	奈良県奈良市 六条西三丁目 3-21	ケアホームか かし	奈良県奈良市 六条西三丁目 4-7	共同生活援 助	令和 13 年 3 月 31 日

(2) 指定更新年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950121018	社会福祉法人 宝山寺福祉事 業団	奈良県生駒市 元町二丁目 14- 8	児童発達支援 センターこど も支援センタ ー仔鹿園	奈良県奈良市 古市町 1-2	児童発達支 援	令和 13 年 3 月 31 日
2950160032	社会福祉法人 わたぼうしの 会	奈良県奈良市 六条西三丁目 25-4	たんぽぽ生活 支援センター	奈良県奈良市 六条西三丁目 25-4	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	令和 13 年 3 月 31 日
2950160255	社会福祉法人 宝山寺福祉事 業団	奈良県生駒市 元町二丁目 14- 8	児童発達支援 ばんび	奈良県奈良市 古市町 1-2	児童発達支 援	令和 13 年 3 月 31 日
2950160347	有限会社ほの ぼの	奈良県奈良市 東九条町 206- 25	キャンディー	奈良県奈良市 東九条町 125-1	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	令和 13 年 3 月 31 日
2950160369	社会福祉法人 青葉仁会	奈良県奈良市 杣ノ川町 50 番 地の 1	2 のあひる	奈良県奈良市 帝塚山南 4 丁 目 14-12	放課後等デ イサービス	令和 13 年 3 月 31 日
2950160461	有限会社ほの ぼの	奈良県奈良市 東九条町 261-2	おにぎり	奈良県奈良市 東九条町 261-2	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	令和 13 年 3 月 31 日
2950160529	社会福祉法人 あゆみの会	奈良県奈良市 秋篠町 1381-1	WakuWaku あゆ み	奈良県奈良市 秋篠町 1388-2	放課後等デ イサービス	令和 13 年 3 月 31 日
2950160586	社会福祉法人 宝山寺福祉事 業団	奈良県生駒市 元町二丁目 14- 8	児童発達支援 いっぽ	奈良県奈良市 紀寺町 826 番 地	児童発達支 援	令和 13 年 3 月 31 日
2950161121	認定 NPO 法人	奈良県奈良市	たのしいりー	奈良県奈良市	児童発達支 援	令和 13 年

	きららの木	三碓町 2250-11	ふ	三碓町 2250-10	放課後等 サービス	3 月 31 日
--	-------	-------------	---	-------------	--------------	----------

(3) 指定更新年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定一般相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2930100462	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	地域移行支援 地域定着支援	令和 13 年 3 月 31 日

(4) 指定更新年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定特定相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2930100231	有限会社キョウワ	京都府木津川市州見台八丁目 4-26	ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市古市町 2039 番地	計画相談支援	令和 13 年 3 月 31 日
2930100462	特定非営利活動法人自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	計画相談支援	令和 13 年 3 月 31 日
2930100470	社会福祉法人青葉仁会	奈良県奈良市杣ノ川町 50 番地 1	奈良西相談支援センターポラン	奈良県奈良市帝塚山南四丁目 11-10	計画相談支援	令和 13 年 3 月 31 日
2930100488	有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206-25	こんぺいとう	奈良県奈良市東九条町 261-2	計画相談支援	令和 13 年 3 月 31 日

(5) 指定更新年月日 令和 7 年 4 月 1 日 (指定障害児相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2970100497	特定非営利活動自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	自立生活センター・サポート 24	奈良県奈良市法蓮町 1027-1 若草ハイツ 1F	障害児相談支援	令和 13 年 3 月 31 日
2970100505	有限会社キョウワ	京都府木津川市州見台八丁目 4-26	ハーモニーケアサービス	奈良県奈良市古市町 2039 番地	障害児相談支援	令和 13 年 3 月 31 日
2970100513	有限会社ほのぼの	奈良県奈良市東九条町 206-25	こんぺいとう	奈良県奈良市東九条町 261-2	障害児相談支援	令和 13 年 3 月 31 日

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 550 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者の廃止
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定

相談支援事業者の廃止

(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止
令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910100151	医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	岡谷会ホームヘル プステーション	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護
2910100185	社会医療法人平和 会	奈良県奈良市赤田 町一丁目 7 番 1 号	吉田病院ホームヘ ルプステーション	奈良県奈良市赤田 町一丁目 7 番 1 号	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護
2910100789	社会医療法人平和 会	奈良県奈良市赤田 町一丁目 7 番 1 号	とみお診療所ホーム ヘルプステーション	奈良県奈良市富雄 元町二丁目 7-25 SSK ビル 202 号	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護
2910101639	社会福祉法人青葉 仁会	奈良県奈良市杣ノ 川町 50 番地 1	ポラーノ広場	奈良県奈良市三碓 町 2146-2	生活介護 就労継続支 援 B 型

(2) 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日（指定一般相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2930100421	社会医療法人平和 会	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目 7 番 1 号	相談支援事業所 リベルテ	奈良県奈良市西大 寺赤田町 1 丁目 4 番 13 号河辺ハイ ライフコーポ 107 号	地域移行支 援 地域定着支 援

(3) 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日（指定特定相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2930100306	医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	岡谷会相談支援セ ンター	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	計画相談支 援
2930100421	社会医療法人平和 会	奈良県奈良市西大 寺赤田町一丁目 7 番 1 号	相談支援事業所リ ベルテ	奈良県奈良市西大 寺赤田町 1 丁目 4 番 13 号河辺ハイ ライフコーポ 107 号	計画相談支 援

(4) 廃止年月日 令和 7 年 4 月 30 日（指定障害児相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2970100059	医療法人岡谷会	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	岡谷会相談支援セ ンター	奈良県奈良市西木 辻町 200 番地	障害児相談 支援

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 551 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者の指定
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の指定
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定年月日 令和 7 年 5 月 1 日（指定障害福祉サービス）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103197	永愛合同会社	奈良県奈良市 千代ヶ丘一丁 目 1 番地 5	とあのヘルプ	奈良県奈良市 千代ヶ丘一丁 目 1 番地 5	居宅介護 重度訪問介 護	令和 13 年 4 月 30 日
2910104203	合同会社 FAMIGLIA	奈良県奈良市 宝来四丁目 29 番 8 号	ヴァベーネ	奈良県奈良市 紀寺町 734 コ ーポ吉中第 2 207 号室、208 号室	同行援護	令和 13 年 4 月 30 日
2910104542	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目 4-1	吉田病院ホー ムヘルプステ ーション	奈良県奈良市 西大寺赤田町 一丁目 7-1	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護 行動援護	令和 13 年 4 月 30 日
2910104559	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目 4-1	とみお診療所 ホームヘルプ ステーション	奈良県奈良市 富雄元町二丁 目 7-25 SSK ビ ル 202 号	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	令和 13 年 4 月 30 日
2910104567	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目 4-1	岡谷会ホーム ヘルプステ ーション	奈良県奈良市 西木辻町 200 番地	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護 行動援護	令和 13 年 4 月 30 日

- (2) 指定年月日 令和 7 年 5 月 1 日（指定一般相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2930101056	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目 4-1	相談支援事業 所リベルテ	奈良県奈良市 赤田町一丁目 4-13 河辺ハイ ライフコーポ 107 号	地域移行支 援 地域定着支 援	令和 13 年 4 月 30 日

- (3) 指定年月日 令和 7 年 5 月 1 日（指定特定相談支援）

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2930101056	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目4-1	相談支援事業 所リベルテ	奈良県奈良市 赤田町一丁目 4-13 河辺ハイ ライフコーポ 107号	計画相談支 援	令和13年 4月30日
2930101064	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目4-1	岡谷会相談支 援センター	奈良県奈良市 西木辻町200 番地	計画相談支 援	令和13年 4月30日

(4) 指定年月日 令和7年5月1日(指定障害児相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2970100133	社会医療法人 健生会	奈良県奈良市 西大寺北町四 丁目4-1	岡谷会相談支 援センター	奈良県奈良市 西木辻町200 番地	障害児相談 支援	令和13年 4月30日

(令和7年12月22日揭示済)

奈良市告示第552号

次に掲げる事業者を指定(更新)したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定(更新)
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する障害者支援施設の指定(更新)

令和7年12月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和7年5月1日(指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910100888	社会福祉法人 ならやま会	奈良県奈良市 奈良阪町2532- 3	短期入所事業 わかくさ	奈良県奈良市 奈良阪町249	短期入所	令和13年 4月30日
2910100896	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	フリーシュタ ッドながわ I 番館	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	短期入所	令和13年 4月30日
2910100912	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	プレゼントな かがわ	奈良県奈良市 奈良阪町167 番地	生活介護 短期入所	令和13年 4月30日
2910101985	株式会社福丸	京都府木津川 市木津殿城90 番地6	介護相談セン ター福丸	奈良県奈良市 朱雀六丁目1- 14 コンフォー ト朱雀Ⅱ3-A	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護	令和13年 4月30日
2910101993	有限会社キョ ウワ	京都府木津川 市州見台八丁 目4-26	ハーモニーケ アサービス	奈良県奈良市 古市町2039番 地	短期入所	令和13年 4月30日
2910102959	社会福祉法人 青葉仁会	奈良県奈良市 杣ノ川町50番	南紀寺ホーム ショートステ	奈良県奈良市 南紀寺町四丁	短期入所	令和13年 4月30日

		地 1	イ	目 133 番地の 6		
2920100225	社会福祉法人 青葉仁会	奈良県奈良市 杣ノ川町 50 番 地 1	南紀寺ホーム	奈良県奈良市 南紀寺町四丁 目 133 番地の 6	共同生活援 助	令和 13 年 4 月 30 日
2920100357	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町 167 番地	フリーシュタ ッドながわ 5 番館	奈良県奈良市 奈良阪町 1124 番地	共同生活援 助	令和 13 年 4 月 30 日

(2) 指定更新年月日 令和 7 年 5 月 1 日 (障害者支援施設)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910100888	社会福祉法人 ならやま会	奈良県奈良市 奈良阪町 2532- 3	障害者支援施 設いずみ園	奈良県奈良市 奈良阪町 249	障害者支援 施設 (施設 入所支援 生活介護)	令和 13 年 4 月 30 日
2910100896	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町 167 番地	フリーシュタ ッドながわ I 番館	奈良県奈良市 奈良阪町 167 番地	障害者支援 施設 (施設 入所支援 生活介護)	令和 13 年 4 月 30 日
2910100904	社会福祉法人 中川会	奈良県奈良市 奈良阪町 167 番地	フリーシュタ ッドながわ II 番館	奈良県奈良市 奈良阪町 167 番地	障害者支援 施設 (施設 入所支援 生活介護)	令和 13 年 4 月 30 日

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 553 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 廃止年月日 令和 7 年 5 月 31 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910100557	日本ホスピタルサ ポート株式会社	奈良県奈良市七条 町 100 番地の 4	ほっとハート	奈良県奈良市七条 町 100 番地の 4	居宅介護

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 554 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定

- (2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		

2910104575	株式会社 YKT Innovation	大阪府大阪市 北区西天満二 丁目 11-8 アメ リカンビル 901 号室	ヘルパーステ ーションにじ いろ奈良	奈良県奈良市 南京終町三丁 目 400-6	居宅介護 重度訪問介 護	令和 13 年 5 月 31 日
2910104583	株式会社 H. I. S. A	奈良県奈良市 杉ヶ町 86 番 8 号 MiRA1BLDG. II 3F	グループホー ム Coeur4	奈良県奈良市 杉ヶ町 11 番 8	短期入所	令和 13 年 5 月 31 日
2920100795	株式会社 H. I. S. A	奈良県奈良市 杉ヶ町 86 番 8 号 MiRA1BLDG. II 3F	グループホー ム Coeur4	奈良県奈良市 杉ヶ町 11 番 8	共同生活援 助	令和 13 年 5 月 31 日

(2) 指定年月日 令和 7 年 6 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100558	特定非営利活 動法人キッズ スマイルサポ ート	奈良県奈良市 南永井町 32-1 番地	キッズスマイ ルサポート	奈良県奈良市 南永井町 11 番 地 4	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	令和 13 年 5 月 31 日

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 555 号

次に掲げる事業者を指定 (更新) したため告示する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定 (更新)

(2) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定 (更新)

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和 7 年 6 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910101951	特定非営利活 動法人奈良県 社会就労事業 振興センター	奈良県奈良市 芝辻町二丁目 11 番 16 号圭真 ビル 102	Office K	奈良県奈良市 芝辻町二丁目 11 番 16 号圭真 ビル 102・103	就労継続支 援 B 型	令和 13 年 5 月 31 日
2910102009	特定非営利活 動法人みつわ 会	奈良県奈良市 北之庄町 658-1	ショートステ イひなた	奈良県奈良市 西九条町三丁 目 9-4	短期入所	令和 13 年 5 月 31 日
2910102033	株式会社 KIZUNA	奈良県奈良市 東九条町 185 シャンプール 山添 105	ケアステーシ ョンこどの	奈良県奈良市 東九条町 185 シャンプール 山添 105	居宅介護 重度訪問介 護 同行援護	令和 13 年 5 月 31 日
2920100183	特定非営利活 動法人みつわ 会	奈良県奈良市 北之庄町 658-1	グループホー ムひなた	奈良県奈良市 西九条町三丁 目 9-4	共同生活援 助	令和 13 年 5 月 31 日

(2) 指定更新年月日 令和 7 年 6 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950170262	株式会社サン ケア	奈良県奈良市 学園大和町一 丁目 304 番地	太陽きゃべつ	奈良県奈良市 富雄元町 2-7- 25 SSK ビル 201 号室	放課後等デ イサービス	令和 13 年 5 月 31 日

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 556 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止
令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 廃止年月日 令和 7 年 6 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2950100228	社会福祉法人香久 山会	大阪府八尾市郡川 2-33	ピュアの樹がつけ ん	奈良県奈良市中登 美ヶ丘 6 丁目 15 番 1 号	放課後等 デイサービ ス

(令和 7 年 12 月 22 日掲示済)

奈良市告示第 557 号

次に掲げる事業者を指定したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定
(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者の指定
(4) 児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定
令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (1) 指定年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910103130	株式会社アイ マックス	奈良県奈良市 大宮町二丁目 4 番 43 号秋永大 宮ビル 2 階	あいほうす大 宮	奈良県奈良市 大宮町二丁目 4 番 43 号秋永大 宮ビル 2 階	就労定着支 援	令和 13 年 6 月 30 日
2910103486	株式会社アイ マックス	奈良県奈良市 大宮町二丁目 4 番 43 号秋永大 宮ビル 2 階	あいほうす新 大宮駅前	奈良県奈良市 芝辻町二丁目 11 番 1 号 ML ビ ル 4 階	就労定着支 援	令和 13 年 6 月 30 日
2910104591	合同会社すば る	奈良県奈良市 古市町 2139-14	介護支援セン ター春日	奈良県奈良市 古市町 2139-14	居宅介護	令和 13 年 6 月 30 日
	株式会社笑顔	京都府木津川	ケアエールー	奈良県奈良市 佐保台西町 205	居宅介護 重度訪問	令和 13 年

2910104609	の芽	市木津南後背 37-28	笑	光ハイツ 203 号室	介護 行動援護 同行援護	6 月 30 日
------------	----	-----------------	---	----------------	--------------------	----------

(2) 指定年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950121109	社会福祉法人 ならやま会	奈良県奈良市 奈良阪町 2532- 3	保育所等訪問 支援くれよん	奈良県奈良市 中町 500 番地 1	保育所等訪 問支援	令和 13 年 6 月 30 日

(3) 指定年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定特定相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2930101072	有限会社天与	奈良県奈良市 三碓六丁目 10 番 26 号エクセ ター帝塚山 203 号	相談支援事業 所チーム	奈良県奈良市 三碓六丁目 10 番 26 号エクセ ター帝塚山 203 号	計画相談支 援	令和 13 年 6 月 30 日

(4) 指定年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定障害児相談支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2970100141	有限会社天与	奈良県奈良市 三碓六丁目 10 番 26 号エクセ ター帝塚山 203 号	相談支援事業 所チーム	奈良県奈良市 三碓六丁目 10 番 26 号エクセ ター帝塚山 203 号	障害児相談 支援	令和 13 年 6 月 30 日

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 558 号

次に掲げる事業者を指定（更新）したため告示する。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 指定更新年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2910102561	株式会社協阪	奈良県奈良市 南京終町 646 番地	ぼんそわーる	奈良県奈良市 南京終町七丁 目 564 番地 4	短期入所	令和 13 年 6 月 30 日
2910102983	株式会社 1010	奈良県香芝市 瓦口 2193-102	寧楽 1010	奈良県奈良市 中山町 1511-1- 106	居宅介護 重度訪問介 護	令和 13 年 6 月 30 日
2920100365	有限会社キョ ウワ	京都府木津川 市州見台八丁 目 4-26	ハーモニーケ アサービス	奈良県奈良市 古市町二丁目 2203 番の 3	共同生活援 助	令和 13 年 6 月 30 日

(2) 指定更新年月日 令和 7 年 7 月 1 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類	指定有効 期限
	名称	住所	名称	住所		
2950100053	一般社団法人 芳縁会	大阪府大阪市 生野区桃谷四 丁目 4 番 3 号	きらら kids 奈 良	奈良県奈良市 芝辻町二丁目 11-1ML ビル 3F	児童発達支 援	令和 13 年 6 月 30 日

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 559 号

次に掲げる事業者を廃止したため告示する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止
令和 7 年 12 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

(1) 廃止年月日 令和 7 年 7 月 31 日 (指定障害福祉サービス)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2910103668	株式会社服部モー ターズ	奈良県奈良市三条 大路 3 丁目 502-1	フラッフィー	奈良県奈良市三条 大路 3 丁目 502-1	就労継続支 援 A 型

(2) 廃止年月日 令和 7 年 7 月 31 日 (指定障害児通所支援)

事業所番号	事業者		事業所		サービス 種類
	名称	住所	名称	住所	
2950100079	一般社団法人障が い者 IT 雇用促進 機構	奈良県生駒市俵口 町 1134-1	IT プログラミング 療育ツクルミナ ー校	奈良県奈良市二条 大路南一丁目 3-1 ミ・ナーラ 3 階	放課後等デ イサービス
2950100236	一般社団法人障が い者 IT 雇用促進 機構	奈良県生駒市俵口 町 1134-1	IT・プログラミン グ療育ツクル ADVANCE	奈良県奈良市二条 大路南一丁目 3-1 ミ・ナーラ 2 階	放課後等デ イサービス

(令和 7 年 12 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 561 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 12 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 7 年 1 月 31 日 奈良市指令整開 第 24A-36 号

令和 7 年 8 月 19 日 奈良市指令整開 第 24A-36-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 12 月 23 日 第 1965 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市三碓町 2232 番 25 の一部 (3 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西大寺国見町一丁目 4 番 1-1 号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店 支店長 大矢 卓司

(令和 7 年 12 月 23 日揭示済)

奈良市告示第 562 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 7 年 12 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 8 年 1 月 7 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 7 年 3 月 5 日、同月 12 日、同月 19 日及び同月 27 日

令和 7 年 4 月 3 日、同月 10 日、同月 16 日、同月 23 日及び同月 30 日

(令和 7 年 12 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 563 号

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和 7 年 12 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 564 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	南部第 119 号線	東九条町 1159 番 2 地先から東九条町 1112 番 1 地先まで	前	2.7～3.62	35	
			後	2.7～4.0	35	

(令和 7 年 12 月 25 日揭示済)

奈良市告示第 565 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	南部第119号線	東九条町1159番2地先から	東九条町1112番1地先まで	L=35 W=2.7~4.0

(令和7年12月25日掲示済)

奈良市告示第566号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	香芝市高山台三丁目1番3号
申請者氏名	株式会社たけむらハウジング 代表取締役 竹村 将也
道路の位置	奈良市東九条町1132番1の一部
道路の幅員	最大6.2m 最小6.2m
道路の延長	23.378m
指定年月日	令和7年12月25日
指 定 番 号	第R0701号

(令和7年12月25日掲示済)

奈良市告示第567号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和7年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市六条町113番4
申請者氏名	株式会社栗実住宅 代表取締役 國原 正記
道路の位置	奈良市平松四丁目431番1の一部
道路の幅員	最大4.50m 最小4.50m
道路の延長	9.82m
指定年月日	令和7年12月25日
指 定 番 号	第R0713号

(令和7年12月25日掲示済)

奈良市告示第568号

梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場、奈良市月ヶ瀬梅の資料館、ロマントピア月ヶ瀬、奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設、湖畔の里“つきがせ”の指定管理者を指定したので奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和7年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

名 称	所 在 地
梅の郷月ヶ瀬温泉	奈良市月ヶ瀬尾山2,681番地
月ヶ瀬温泉ふれあい市場	奈良市月ヶ瀬尾山2,681番地
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	奈良市月ヶ瀬長引21番地の8
ロマントピア月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬長引707番地の10

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設

奈良市月ヶ瀬尾山 2, 763 番地の 14

湖畔の里 “つきがせ”

奈良市月ヶ瀬桃香野 4, 267 番地の 5

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山 145 番地

月ヶ瀬地域振興協議会

会長 上嶋 正彦

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関する事。

(2) 梅の郷月ヶ瀬温泉の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(3) 奈良市特産品等直売施設条例（平成 17 年奈良市条例第 44 号）第 3 条に規定する事業の実施に関する事。

(4) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の利用制限に関する事。

(5) 月ヶ瀬温泉ふれあい市場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(6) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成 17 年奈良市条例第 43 号）第 3 条に規定する事業の実施に関する事。

(7) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の利用制限に関する事。

(8) 奈良市月ヶ瀬梅の資料館の施設及び展示物の維持管理に関する事。

(9) 奈良市農林漁業体験実習館条例（平成 17 年奈良市条例第 46 号）第 3 条に規定する事業の実施に関する事。

(10) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。

(11) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(12) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。

(13) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(14) 奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例（平成 17 年奈良市条例第 48 号）第 3 条に規定する事業の実施に関する事。

(15) 湖畔の里 “つきがせ” の利用制限に関する事。

(16) 湖畔の里 “つきがせ” の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(17) その他市長が定める事。

(令和 7 年 12 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 569 号

令和 7 年奈良市告示第 165 号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 12 月 25 日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙 1 の表中

「	なら家庭医療 クリニック	紀寺町 416 番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	を
	なら家庭医療 クリニック	紀寺町 416 番地 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	に
「	奈良県総合医 療センター	七条西町二 丁目 897-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
																	」

改める。

(令和 7 年 12 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 570 号

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市南紀寺町五丁目 54 番地の 1
奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南紀寺町五丁目 52 番地の 17
南紀寺町五丁目第一自治会
会長 西倉 敏明
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 571 号

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市朱雀二丁目 12 番地
奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京三丁目 16 番地の 9
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 小西 桂子
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 572 号

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市古市町 265 番地の 1
奈良市東市コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市古市町 99 番地の 1

東市地区自治連合会

会長 紀平 寛治

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 573 号

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町 469 番地

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市邑地町 2608 番地の 2

邑地町自治会

会長 平尾 俊雄

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 574 号

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市神功三丁目 6 番地

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市右京三丁目 16 番地の 9

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 小西 桂子

3 指定管理者の指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 575 号

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市下狭川町 2882 番地の 3
奈良市狭川コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町 852 番地
狭川地区自治連合会
会長 東田 和臣
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 576 号

奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市横田町 203 番地の 1
奈良市田原コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市別所町 546 番地
田原地区自治連合会
会長 南 善嗣
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
(3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 577 号

奈良市八条コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市八条一丁目 814 番地の 4
奈良市八条コミュニティスポーツ広場
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目 780 番地の 3
八条第二自治会
会長 竹田 一成
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 578 号

奈良市右京コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京四丁目 11 番地の 1
奈良市右京コミュニティスポーツ会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京四丁目 1 番地の 13
右京地区自治連合会
会長 熊本 國勝
- 3 指定管理者の指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) スポーツ施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。

(令和 7 年 12 月 26 日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講
 じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 19 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 寺 川 拓
 同 植 村 佳 史
 同 柳 田 昌 孝

奈 総 法 第 125 号

令和 7 年 11 月 19 日

奈良市監査委員 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

令和 5 年度包括外部監査「外郭団体に係る財務事務の執行について」の結果に対する措置状況について

第 4 監査の結果及び意見

【1】一般財団法人奈良市総合財団

3 監査の結果及び意見

(1) 再委託に関する申請漏れについて（結果①）

(文化振興課)

【監査結果】

ならまちセンターの管理に関する基本協定書の第 14 条「業務委託の制限」には、「総合財団は、管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない（再委託の禁止）が、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、主たる管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と規定されている。

総合財団では、前年度末時点で、入札が開始している次年度の再委託業務の一覧を市に提出し、市から承諾書入手している。一方で、年度開始後に入札を開始し、期中に契約した再委託事業においては、市の所管の承認を得ていたものの、承諾書の入手を失念していた。

基本協定書の規定に基づき、期中で新規に契約を締結した再委託業務についても漏れなく申請し、市からの承諾書入手すべきである。

【措置の内容】

令和 7 年度から、年度開始後に入札を開始し、期中に契約した再委託事業においても、再委託承認依頼書を提出するよう指導するとともに、承諾書を交付しました。

第 4 監査の結果及び意見

【1】一般財団法人奈良市総合財団

3 監査の結果及び意見

(2) 再委託に関する文言の誤りにについて（結果②）

(文化振興課)

【監査結果】

ならまちセンターの管理に関する基本協定書第 14 条及び音声館の管理に関する基本協定書第 14 条の「業務委託の制限」には、「総合財団は、管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又請け負わせてはならない（再委託の禁止）が、あらかじめ書面により市の承認を得たときは、主たる管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を除く管理業務を、第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と規定されている。

ならまちセンター及び音声館の委託先の一覧・委託内容を閲覧したところ、基本協定書において主たる管理業務として例示されている警備、修理、保守点検、清掃を再委託している状況が認められた。

市の所管である文化振興課によると、本来であれば、基本協定書に「主たる管理業務を除く管理業務（警備、修理、保守点検、清掃等）を第三者に委託し、又は請け負わせることができる」と記載すべきところ、記載文言に誤りがあったとのことである。さらに、他施設の基本協定書には本来あるべき記載がされていたため、文化振興課はならまちセンター及び音声館においても同様の記載であると誤認し、他施設と同様に承諾可否の判断を行っていた。

以上のとおり、基本協定書の文言誤りにより実務と乖離が生じているため、基本協定書の文言を修正するべきである。

【措置の内容】

令和 6 年 3 月 29 日付けで締結した基本協定書において、記載文言の誤りを訂正しました。

第 4 監査の結果及び意見

【1】一般財団法人奈良市総合財団

3 監査の結果及び意見

(4) 飲食等スペース運営業務に係る再委託申請漏れについて（結果③）

(文化振興課)

【監査結果】

奈良市ならまちセンター指定管理者業務仕様書（基本協定書別記 1）の「Ⅱ 指定管理者が行う業務の範囲」において、飲食等スペース運営業務が施設管理事業の対象に含まれている。飲食等スペース運営業務については、基本協定書第 14 条に基づき、総合財団から外部業者に再委託しているが、所管課に当該業務の再委託の申請をしていなかった。

(1) に記載のとおり、基本協定書第 14 条において、事業を再委託する際にはあらかじめ書面により市の承認を得ることとされていることから、所管課へ再委託の申請を行い、市の承諾書を入手すべきである。

【措置の内容】

令和 6 年度から、飲食等スペース運営業務についての再委託承認を行いました。

第 4 監査の結果及び意見

【1】一般財団法人奈良市総合財団

3 監査の結果及び意見

(5) 基本協定書と奈良市ならまちセンター条例施行規則（平成元年奈良市規則第 11 号）との貸与備品情報の不整合について（結果④）

（文化振興課）

【監査結果】

奈良市ならまちセンター条例施行規則の別表にある附属設備の一覧に「和太鼓」が記載されており、舞台裏に和太鼓の現物が保管されていたが、基本協定書（別記 2）の備品一覧表には和太鼓が記載されていなかった。

当該規則に記載されている備品は全て市の財産であることから、その所在と保管責任を明らかにするために、漏れなく基本協定書の備品一覧表に反映させるべきである。

【措置の内容】

和太鼓（条例施行規則上は「大太鼓」と記載）については、使用に耐えないため、速やかに条例施行規則から削除すべきでしたが、できていませんでした。条例施行規則における大太鼓の記載については削除しました。

第 4 監査の結果及び意見

【3】株式会社奈良市清美公社

3 監査の結果及び意見

(1) 受託事業の契約書に係る仕様書の不存在について（結果⑨）

（廃棄物対策課、保健衛生課）

【監査結果】

市からの受託事業である「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」及び「犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務」において、各契約書の第 2 条に委託業務については別紙の仕様書に基づき処理しなければならない旨が記載されている。しかしながら、当該仕様書が契約書に一体で袋綴じされていなかった。

「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」を所管する廃棄物対策課に質問したところ、平成 29 年度より契約書に仕様書を綴じることを失念していたとの回答であった。

「犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務」を所管する保健衛生課に質問したところ、令和 3 年度及び令和 4 年度について仕様書を綴じることを失念していたとの回答であった。

仕様書は、市が清美公社へ委託する業務の内容（詳細）を明らかにするものであり、契約書の条項で仕様書が参照されている場合には必ず契約書と一緒に綴って一体をなす必要がある。

【措置の内容】

「犬等の捕獲等及び抑留施設の維持管理業務」については、令和 3 年度及び令和 4 年度についてのみ契約書に仕様書を綴じることを失念しており、それ以外の年度においては適正に処理しております。また、「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」については、令和 6 年度から契約書の条項で参照されている仕様書を契約書と一緒につづり、一体をなすようにしております。

第 4 監査の結果及び意見

【3】株式会社奈良市清美公社

3 監査の結果及び意見

(2) 職員の私物現金による釣銭現金の運用について（結果⑩）

（廃棄物対策課）

【監査結果】

市からの受託事業である「し尿収集運搬業務及び手数料徴収事務」について、基本的に料金の徴収は利用者からの銀行振込によって行われるが、少数ではあるものの、利用者から現金にて徴収する場合がある。現金にて徴収するケースは二通りあり、①利用者が清美公社の窓口に来社して現金で支払ってもらう場合（窓口徴収）と、②清美公社の職員が利用者の自宅を訪問して現金で徴収する場合（訪問徴収）がある。

清美公社としては、現金を扱うことによる様々なリスクを考慮して、釣銭を準備していないことから、現状では、窓口徴収・訪問徴収どちらにおいても、職員が私物現金を釣銭用に準備し、法人の金庫で保管している。この釣銭は金種が足りなくなれば職員が自身の財布から両替をして補充し、清美公社から職員へ釣銭を返却することはない。清美公社には、利用者から徴収した利用料が丁度の金額で徴収され、領収書は利用者へ渡される。徴収した手数料は、一日の締め作業実施時に徴収担当職員から経理担当職員へ利用者から徴収した現金を渡す際に、経理担当職員は現金を集計し、入金処理を行う。

現状の問題点は、清美公社が法人の釣銭用現金を持たず、職員が私物現金を釣銭用現金として使用していることである。

職員が私物現金を釣銭用現金として準備するのではなく、清美公社が法人現金にて釣銭を準備し、法人金庫には法人現金以外の現金を保管しないようにすべきである。

【措置の内容】

令和 6 年度から釣銭準備金として法人の釣銭用現金の準備を行い、釣銭使用簿の作成も行っています。

訪問徴収においては、釣銭使用簿に記入の上釣銭用現金を持ち出し、顧客の支払に対し釣銭を渡し、顧客から受け取った現金は、集金明細と実際に受け取った金額を金種ごとに記載し経理係に渡すこととし、経理係において日々の釣銭管理を行っています。

窓口徴収においては、従来どおり料金係で対応を行いますが、現金の取扱いについては業務部管理職及び集金係で対応し、適切な管理を行っています。

また、法人金庫には法人現金以外の現金を保管しないようにしています。

第 4 監査の結果及び意見**【3】株式会社奈良市清美公社****3 監査の結果及び意見****(6) 退職給与引当金、退職給付費用の開示について（結果⑪）**

(廃棄物対策課)

【監査結果】

令和 4 年度の損益計算書上では、退職金支払額を退職金勘定として計上し、期首残高及び期末残高の差額を特別利益の退職給与引当金戻入益として計上しており企業会計基準に準拠していない。

企業会計基準に基づき、退職金支払額を退職給与引当金から取崩し、期末残高及び退職金支払額の合計から期首残高を控除した最終差引を退職給付費用として費用計上するべきである。

【措置の内容】

退職給与引当金、退職給付費用については、令和 6 年度から退職金支払額を退職給与引当金から取り崩し、決算時に退職給与引当金の設定額に応じて、繰入れや取崩しを行うよう退職給付費用として計上しています。

第 4 監査の結果及び意見**【3】株式会社奈良市清美公社****3 監査の結果及び意見****(9) 中小企業会計要領を適用している旨の開示について（結果⑫）**

(廃棄物対策課)

【監査結果】

清美公社の会計処理及び計算書類の作成は、中小企業の会計に関する基本要領を適用しているが、その場合は個別注記表にその旨を注記する必要がある。

(表省略)

令和 4 年度の計算書類においては、個別注記表にその旨の注記を行っていないため、適切に注記するべきである。

【措置の内容】

令和 5 年度事業報告書の個別注記表から中小企業の会計に関する基本要領を適用している旨を記載しています。以

後、記載漏れのないように注意します。

第4 監査の結果及び意見

【4】奈良市街地開発株式会社

3 監査の結果及び意見

(2) 電話加入権の除却 (結果⑬)

(産業政策課)

【監査結果】

貸借対照表に計上されている電話加入権4回線分は休止してから10年以上経過している。

NTT西日本のホームページによると、休止した電話回線については、10年間顧客からの申し出がなければ解約されたものとして扱うことになっている。

市街地開発はNTT西日本に対して特に申し出を行っていないため、電話加入権は解約されており、所有権がない状態になっている。したがって、貸借対照表に電話加入権を資産として計上することは適切ではない。

【措置の内容】

無形固定資産である電話加入権については、令和5年度(令和6年3月)に除却処理を行い、当該資産は帳簿から除外しました。

第4 監査の結果及び意見

【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 監査の結果及び意見

(2) 月次報告資料の誤り (結果⑭)

(福祉政策課)

【監査結果】

社会福祉協議会では、月次試算報告として、月次での資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表に加えて、自主事業の収入・支出の単月分析や月次推移も作成し、最終的に会長まで報告を行っている。

令和4年度2月分の月次試算報告資料を閲覧したところ、自主事業の収入・支出のうち、相談支援について以下のように報告数値が誤っていた。

(表省略)

この点、社会福祉協議会の担当者に照会したところ、「単純な転記誤りであり、確認が至らなかったことによるものである。」旨の回答を得た。

会長まで月次試算報告を行い、その内容に関し決裁を求める資料である以上、その資料作成はより慎重にあるべきであり、また、作成者以外の者が確認する際も慎重に行った上で報告されるべきものとする。

よって、会長に説明するまでの段階において作成者以外の者による確認をより徹底して行うべきである。

【措置の内容】

社会福祉協議会において、当該監査以降の月次試算報告の確認については、自主事業の月次収支資料も含めて慎重に作成をし、作成者以外の者の確認を実施した上で、誤りがないよう報告決裁を実施していることを確認しました。

第4 監査の結果及び意見

【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 監査の結果及び意見

(5) 固定資産確認表の記入漏れ (結果⑮)

(福祉政策課)

【監査結果】

年度末に固定資産台帳に基づいて作成された固定資産確認表を用いて、各部署が固定資産の現物確認を行い、固定資産確認表の「現況」欄に下記のように記入することとなっている。

(表省略)

しかし、固定資産確認表を閲覧したところ、「現況」欄が空白である固定資産確認表が見受けられた。

この点、「現況」欄に上記の①～④を記入すべき旨が固定資産確認表の注意書きに記載されており、記入することが全社的な方針として定められている。また、固定資産実査が網羅的に実施されていることを記録として残すために必要である。

よって、固定資産確認表の「現況」欄に漏れなく確認結果(①～④)を記入すべきであるとする。

【措置の内容】

社会福祉協議会において、当該監査直後の固定資産現況確認である令和 6 年度末分については、固定資産確認表の空欄の有無を含めた現況欄の確認等、再点検を実施し、指摘のあった「現況」欄についても漏れなく確認結果 (①～④) を記入されたことを確認しました。

第 4 監査の結果及び意見

【5】社会福祉法人奈良市社会福祉協議会

3 監査の結果及び意見

(7) 市の貸与備品における実査 (結果⑩)

(地域づくり推進課、障がい福祉課、長寿福祉課)

【監査結果】

社会福祉協議会は、ボランティアセンター及び各福祉センターの指定管理者となっている。各施設には市から貸与されている備品 (以下、「市貸与備品」という。) があるが、社会福祉協議会は、保有する市貸与備品の一覧表を保有しておらず、備品の現物実査も実施されていなかった。

市から公表されている「指定管理者制度におけるモニタリングに関する指針」(平成 31 年 4 月改訂) (以下、「指針」という。) によると、「3 モニタリングの具体的手法 (2) 日常の管理運営状況の確認①日常の業務報告」内において、「原則として、指定管理者による備品の実査を年に 1 回以上実施することとし、所管課はその結果報告を受けるものとする。」と定められている。

現状、社会福祉協議会が自らの資産として保有・管理する備品については、現物実査が毎年実施されている。しかし、指針によれば、市貸与備品についても年に 1 回以上の備品の実査を実施すべきである。そのためには、社会福祉協議会において、市貸与備品に係る一覧表を市より共有を受け、社会福祉協議会側も保有・把握する必要がある。そして、実査の実施後には市に対して、実査の結果を報告する必要がある。

所管課においては、指針にも記載のとおり、指定管理者に対するモニタリングの具体的な手法の一つとして、社会福祉協議会に備品実査の結果の報告を求めるべきである。結果報告がない場合には、積極的に指導する義務がある。また、備品実査を実施したかどうかの把握のみではなく、備品の実在性、廃棄の状況、紛失の有無などについても理解し、かつ過去の結果報告と比較することで、より有効なモニタリングになると考える。

なお、指針には、「(2) 日常の管理運営状況の確認」において「具体的な内容・方法・時期及び頻度は、当該公の施設の設置目的・事業、指定管理者である団体の性質及び管理運営の状況等を考慮し、必要に応じて指定管理者と協議の上、所管課が定める。」と記載されている。したがって、具体的な実査の方法については、市と社会福祉協議会が協議し、その数量や個々の使用の頻度など様々な状況を鑑み、有効かつ効率的な方法を定めるのがよい。

【措置の内容】

令和 7 年度から、市の物品台帳に登録されている備品の一覧表をボランティアセンター及び各福祉センターと共有し、毎年、指定管理者による備品の実査を行うよう改めました。

また、備品の廃棄を行う際には、事前に市へ報告を受け、市の承認後に廃棄を行っています。

(令和 7 年 12 月 19 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 20 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 22 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝
奈 監 第 83 号
令 和 7 年 12 月 19 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓

同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 7 年 10 月 17 日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。

なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載しているが、氏名情報についてはアルファベットに置き換えている。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

【概要】

令和 7 年 1 月 16 日、若草中学校区新小学校準備委員会（会長 A）が作成した「若草中学校区新小学校準備委員会だより（臨時号）」を奈良市が公費で印刷し、「佐保小・鼓阪小統合に伴う新校舎建設工事について（奈良市教育委員会教育政策課）を挟み込んだ上で配布したことが不当であるため、地方自治法に基づき必要な措置を講ずべきことを請求するものである。

【財務会計上の行為及びその執行者】

財務会計上の行為：「若草中学校区新小学校準備委員会だより（臨時号）」の印刷経費の支出

執行者：奈良市教育委員会教育政策課長

【その行為の違法性】

- (1) 本件は、一部市民に特別の便宜を供与しており、奈良市職員倫理条例第 3 条「職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。」に違反する。
- (2) 本件印刷物中に「（奈良市議会が増額補正案否決の理由に）複式学級が良い」と記載されているのは、事実と反し議会を貶めるものであり悪質、虚偽公文書作成等罪（刑法 156 条）に該当する。
- (3) 本件印刷物中に「（暗に B 市議と解る人物に対し）議員の矜持に欠く」と貶め、一方 C 及び D 両市議を持ち上げている。人事院規則 14-7 の第 5 項（政治的目的の定義）第 3 号の（特定の政党その他の政治団体を支持し又はこれに反対すること。）に該当し本規則に違反し、地方公務員法第 36 条（政治的行為の制限）の第 2 項第 4 号（資材又は資金を利用し、又は利用させること）に該当する。

【その結果奈良市に与えている損害】

印刷経費 48,009 円

【請求する措置】

上記印刷経費の奈良市長への賠償請求及び配布した印刷物の回収

【上記請求要旨の補足説明】

- (1) 若草中学校区新小学校準備委員会は、鼓阪地区及び佐保地区の自治連合会等の役員により構成される地縁組織であり、鼓阪小学校と佐保小学校の統合をもくろむ奈良市の施策に協力することを目的としている。
しかしながら、両小学校の統合すなわち鼓阪小学校の廃止については、当該施策に反対する 4 件の請願が地元より提出されており、さらに「鼓阪を守る会」より 5,829 筆に及ぶ住民より「“150 年の歴史と伝統に輝く” 鼓阪小学校の存続を求める要望書」が提出されていることから、当該委員会が地元特に鼓阪地区の総意を代表する組織であるとは断じて言えない。
従って、「若草中学校区新小学校準備委員会だより（臨時号）」は一部住民の欲求を満たすための印刷物に過ぎず、且つ一部住民の利益に資するものであるから、本件印刷物を公費により印刷しその経費を支出したことは、明らかに奈良市職員倫理条例第 3 条に違反する不当な支出行為である。
- (2) 本件印刷物は、若草中学校区新小学校準備委員会の広報誌であるとともに、印刷費用を奈良市が支出したこと（よって奈良市保有の図書となる）、及び、奈良市教育委員会教育政策課が作成した「佐保小・

鼓阪小統合に伴う新校舎建設工事について」が挟み込まれて配布されたことから公文書という側面をもつ。また当該印刷物の内容を全くチェックせず印刷経費を支出したとは考え難い。(内容を精査していなければ、そのこと自体が怠る事実と解され、違法となる。)

そして、当該印刷物中に「9 月議会で増額補正予算が出されるも否決されました。否決の内容は、◎詳細な予算説明がない◎グレードがたかすぎる◎複式学級が良い・・・」と記載されているが、令和 7 年 2 月 19 日の奈良市議会全員協議会において、E 議員は「9 月議会で増額補正案が出され否決をされたという内容のくだりもありますけれども、いろいろその否決の内容について触れてありますけれども、例えば複式学級がよいというふうになっているというふうに書いてありますが、複式学級の議論も当時触れていた、言及していたということはあったかもしれませんが、複式学級がよいということで否決をしたかどうかというのはどうなのかなというところが率直に言っております。」と指摘しており、その指摘通りそのような事実はない。

よって、「複式学級が良い」から増額予算を否決した旨の記載は虚偽であり、本件印刷物を公費で印刷配布した奈良市は虚偽公文書作成等罪(刑法 156 条)に問われるべきであり、当該印刷行為は違法である。

- (3) 本件印刷物中には「(暗に B 市議と解る人物に対し) そもそも地元議員が地元の要望に一生懸命汗をかいている所へ介入する場合は、細心の注意と配慮するのが、住民に選ばれた議員の矜持ではないのか。」と記載されている。

地方議会及び地方議員の権限については、地方自治法第八十九条において、「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。」と規定されている。

すなわち、地方議員は、議会の構成員として議決権、選挙権、監査請求権、自律権、調査権などを行使し、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定などを行い且つ、市民の代表として市政運営を監視する役割も担う。

その場合において、議員の活動範囲が市内の一部に限られるものではなく、また排せられるものでもない。ましてや、B 市議は上記請願の紹介議員であるから、鼓阪地区において議員活動を行うのは当然のことである。

本件印刷物の記述は議員の活動に制限を加えるものであり、これを市の広報物として印刷配布することは違法である。

また、B 市議と解る人物を貶め、C 市議及び D 市議を持ち上げることは、地方公務員法第 36 条違反に加え、各議員を 1 市民と見た場合明確な差別であることから、奈良市職員倫理条例にも違反する。

2 事実証明書

- (1) 若草中学校区新小学校開校準備委員会だより(臨時号)(令和 7 年 1 月 16 日若草中学校区新小学校開校準備委員会発行)
- (2) 佐保小・鼓阪小統合に伴う新校舎建設工事について(令和 7 年 1 月 17 日奈良市教育委員会教育政策課発行)
- (3) 若草中学校区新小学校開校準備委員会だより(臨時号)の印刷経費に係る支出負担行為兼支出命令書(令和 7 年 2 月 3 日起票)
- (4) 請願第 13 号 鼓阪小学校と佐保小学校の統合に反対する請願書(行財政改革及び公共施設等検討特別委員会付託)(令和 7 年 2 月 28 日定例会提出)
- (5) 請願第 14 号 若草中学校区における学校規模適正化計画に関する請願書(行財政改革及び公共施設等検討特別委員会付託)(令和 7 年 2 月 28 日定例会提出)
- (6) 請願第 15 号 「若草中学校区学校規模適正化」についての請願書(行財政改革及び公共施設等検討特別委員会付託)(令和 7 年 2 月 28 日定例会提出)
- (7) 請願第 1 号 若草中学校区学校規模適正化計画についての合意形成の徹底等に関する請願(観光文教委員会付託)(令和 7 年 9 月 5 日定例会提出)

(8) “150 年の歴史と伝統に輝く” 鼓阪小学校の存続を求める要望書 (令和 7 年 2 月 27 日付け)

(9) 奈良市職員倫理条例 (平成 25 年奈良市条例第 46 号)

(10) 人事院規則 14-7 (政治的行為)

(11) 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 36 条

(12) 奈良市議会全員協議会 (令和 7 年 2 月 19 日) での質疑の内、E 議員の意見

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 7 年 10 月 24 日に要件審査を行った結果、法第 242 条に規定されている要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

令和 7 年 1 月 16 日付けで発行された「若草中学校区新小学校開校準備委員会だより (臨時号)」(以下「本件たより」という。)の印刷経費を公費で支出したことに違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育部教育政策課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定により請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和 7 年 11 月 10 日に陳述の聴取を行い、同月 12 日に陳述の内容に関する書面の提出を受けた。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和 7 年 11 月 10 日に教育部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

5 監査の論点

本件住民監査請求において、次の 2 点を論点とした。

- (1) 若草中学校区新小学校開校準備委員会 (以下「準備委員会」という。)の活動経費 (印刷経費を含む。)を市が公費負担すること自体の是非について
- (2) 本件たよりの記述内容に係る市教育委員会 (以下「市教委」という。)の判断及び取扱いに違法性があったか否かについて
 - ① 奈良市職員倫理条例 (平成 25 年奈良市条例第 46 号。以下「倫理条例」という。)第 3 条の規定に違反する行為があったか否か
 - ② 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 156 条の規定に違反する行為があったか否か
 - ③ 地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。)第 36 条及び人事院規則 14-7 (政治的行為) 第 5 項の規定に違反する行為があったか否か

第 3 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求について一部理由があると認め、法第 242 条第 5 項の規定に基づき勧告する。

2 判断理由

論点 (1) 準備委員会の活動経費 (印刷経費を含む。)を市が公費負担すること自体の是非について (請求人の主張)

請求人の陳述の際の主張はおおむね次のとおりであった。

・準備委員会は、鼓阪地区及び佐保地区の自治連合会等の役員により構成される地縁団体であり、そのような団体が発行する本件たよりの印刷経費を市が負担したこと自体が不適切である。

(所管部局の見解)

所管部局の見解はおおむね次のとおりであった。

- ・準備委員会は、市教委が策定した「学校規模適正化実施方針」に基づき、市教委が各地区自治連合会長に働き掛けた上で、主に地域の代表者たる自治連合会長や民生児童委員協議会長、PTA 会長、学校長を構成メンバーとして設置された組織である。
- ・本件たよりは、準備委員会における開校準備に向けた議論、検討の状況や考え方などを地域住民に周知・情報提供するためのものであり、公益性があることから公費負担することに問題はない。

- ・本件たよりの印刷経費の支出予算「学校規模適正化推進経費」は、学校の統合再編に関する協議等に要する経費として設定されたものである。

(事実関係)

論点(1)に係る判断を行うに当たり、次のような事実関係を確認した。

ア 若草中学校区新小学校開校に係る主な経緯について

若草中学校区新小学校開校に関して、次のような経緯があることを確認した。

日 付	内 容
平成 20 年 1 月	奈良市学校規模適正化実施方針を策定
令和 4 年 7 月～	鼓阪小学校区及び佐保小学校区における PTA 役員、自治連合会役員、地区団体役員、自治会役員、児童の保護者、未就学児の保護者等を対象に協議会や説明会を実施
令和 5 年 9 月 10 日	第 1 回佐保協議会を開催 以降計 4 回開催
令和 6 年 2 月 17 日	第 1 回鼓阪協議会を開催 以降計 4 回開催
令和 6 年 3 月 26 日	令和 6 年 3 月定例会において、佐保・鼓阪小学校の統合再編を前提とした予算が可決される。(佐保小学校校舎建設事業 2 億 8,900 万 7 千円、債務負担行為額 51 億 1,450 万円)
令和 6 年 8 月 9 日	佐保小学校校舎改築その他工事に係る入札が不成立となる。
令和 6 年 8 月 24 日	鼓阪・佐保両地区合同の準備委員会を設置
令和 6 年 8 月 24 日	第 1 回準備委員会を開催
令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 9 月定例会において、佐保小学校校舎建設事業の債務負担行為額 51 億 1,450 万円を 63 億 3,850 万円とする補正予算案が否決される。
令和 6 年 12 月 16 日	令和 6 年 12 月定例会において、佐保小学校校舎建設事業の債務負担行為額 51 億 1,450 万円を 60 億 7,250 万円とする補正予算案が提出されたが、当初予算どおりの 51 億 1,450 万円で修正可決される。
令和 7 年 1 月 16 日	第 4 回準備委員会において、本件たよりの内容を確認し、発行を決定
令和 7 年 2 月 3 日	本件たよりの印刷経費 48,009 円を支出命令
令和 7 年 2 月 28 日	本件たよりの印刷経費 48,009 円を支払
令和 7 年 3 月 5 日	佐保小学校校舎改築その他工事に係る再入札が成立する。
令和 7 年 3 月 28 日	令和 7 年 3 月定例会において、佐保小学校校舎改築その他工事に係る工事請負契約の締結議案が同意される。

イ 具体的な支出額や予算について

本件住民監査請求に係る支出額及び支出元となる予算について、次のような事実を確認した。

- ・本件たよりの印刷経費は、学校規模適正化推進経費の事務用消耗品費からコピー代として 48,009 円が支払われており、支出決裁区分は課長となっていた。なお、印刷を行うことについて、特別な決裁は行われていなかった。
- ・学校規模適正化推進経費は、学校規模の適正化を図るために地域住民等との協議を進めることなどに要する経費であり、令和 6 年度において 329 千円（報償費 120 千円、消耗品費 192 千円、通信運搬費 17 千円）の予算が計上されていた。
- ・準備委員会における会議資料について、令和 6 年 8 月から令和 7 年 9 月までの間に計 1,230 枚（面）の資料が、主に市教委により印刷されていた。
- ・本件たよりの印刷部数は約 7 千部であり、これはおおむね鼓阪地区及び佐保地区における自治会加入世帯相当数であった。

ウ 奈良市学校規模適正化実施方針について

市教委においては、平成 18 年 6 月に学識経験者並びに学校、PTA、地域住民及び行政の代表者で組織する「奈良市学校規模適正化検討委員会」を設置し、小・中学校及び幼稚園の適正規模、適正配置のための基本的な考え方や実現のための方策に関する検討を開始し、平成 19 年 4 月に当該委員会からの提言を受け、翌 20 年 1 月に「奈良市学校規模適正化実施方針」を策定していることを確認した。

また、学校規模の適正化に向けた具体的な手法として次のような事項を定めていることを確認した。

【奈良市学校規模適正化実施方針（抜粋）】（平成 20 年 1 月策定）

3 適正化の進め方

(3) 適正化の手法

適正化の手法については、「基本方針（提言）」を踏まえ、学校・園の統合・再編だけでなく、小中一貫教育や小学校に幼稚園を併設して、幼小連携教育を実施したり、3 歳児保育（幼稚園型「認定こども園」）や「特認校制度」を新たに導入したりするなど、地域性等を考慮した個性や特色のある学校・園づくりに努めます。

(4) （仮称）学校規模適正化推進協議会の設置

対象地域において保護者・地域住民の代表者や関係学校・園からなる「（仮称）〇〇地域学校規模適正化推進協議会」を設置していただき、地域別実施計画（案）について十分協議し、適正化を進めます。

(5) 適正化において考慮すべきこと

教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい環境の整備・充実に努め、それぞれの地域にあった特色ある学校づくりを推進します。また、開かれた学校づくりを一層推進するとともに、地域と学校が連携・協働し、「学校」を核とした地域づくりに努めます。

エ 準備委員会の設置について

準備委員会は、前述の実施方針に記載されている「（仮称）学校規模適正化推進協議会」を根拠とし、市教委の依頼に基づいて設置された組織であり、その設置目的、所掌事項及び委員構成は次のとおりであることを確認した。

【若草中学校区新小学校開校準備委員会設置要綱（抜粋）】（令和 6 年 8 月 24 日施行）

（目的及び設置）

第 1 条 若草中学校区の新小学校開校に向け、これまでの佐保・鼓阪地域学校規模適正化検討協議会の取組を踏まえ、新小学校の開校に向けた準備委員会を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 新小学校の開校に向けた事業計画や実施内容に関する事項
- (2) 新小学校の目指す姿・方向性等に関する事項
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事項

（委員）

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 保護者の代表者
- (3) 学校関係の代表者

※なお、具体的な委員構成としては、鼓阪地区及び佐保地区の地域自治協議会、自治連合会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自主防災防犯協議会、婦人会、女性防災クラブ等の役員に加え、保護者及び各学校、幼稚園等の代表者で組織されていることを確認した。

（監査委員の判断）

請求人は、準備委員会は自治連合会等の役員により構成される地縁団体であり、そのような団体が発行する本件たよりの印刷経費を市が負担したこと自体が不適切であると主張している。

このような主張を踏まえて考えてみると、確かに準備委員会が単なる地縁団体であるとするならば、そのような団体の活動経費を市が公費負担すること自体が妥当なのかという疑問が生じる。このため、準備委員会の組織的な性質について確認してみると、事実関係エにあるように、同委員会の構成員の多くは地域住民で組織される各団体の代表者であり、そのことだけを見れば、準備委員会はいわゆる任意団体や地縁団体と呼ばれる組織の一つと考えることができる。しかしながら、同委員会は、市教委が策定した「奈良市学校規模適正化実施方針」に記載されている「（仮称）学校規模適正化推進協議会」に当たるものとして、市教委の依頼により設置された組織であり（事実関係ウ及びエ参照）、その設置目的は、新小学校の開校に向けた事業計画や実施内容に関する協議及び新小学校の目指す姿・方向性に関する協議を地域レベルで行うことにあった。また、準備委員会の組織構成を見てみると、地域住民等の代表者だけではなく学校関係の代表者も含まれており（事実関係エ参照）、加えて、

同委員会の活動に関わる経費は「学校規模適正化推進経費」の名目で予算化されていることが確認できている（事実関係イ参照）。

このような状況を見ると、準備委員会は、学校規模適正化という本市における重要課題について、対象地域の住民や保護者、学校関係者で検討するために設置された組織であると解されることから、単なる任意団体、あるいは、地縁団体というくくりでは捉えきれない、相当な公益性を有する組織であると認められる。

以上のことから、準備委員会の活動経費を市が公費負担すること自体について、これが不適正であるとは言えないものと判断する。

論点(2) 本件たよりの記述内容に係る市教委の判断及び取扱いに違法性があつたか否かについて

① 倫理条例第 3 条の規定に違反する行為があつたか否か

(請求人の主張)

請求人の主張はおおむね次のとおりであつた。

- ・準備委員会は、鼓阪地区及び佐保地区の自治連合会等の役員により構成される地縁団体であり、鼓阪小学校と佐保小学校の統合をもくろむ奈良市の施策に協力することを目的としている。
- ・両小学校の統合、すなわち鼓阪小学校の廃止に反対する請願や要望書を提出している者がおり、このことから見ても準備委員会が地元、特に鼓阪地区住民の総意を代表する組織とは断じて言えない。
- ・したがって本件たよりは、一部の住民の欲求を満たすための印刷物に過ぎず、かつ一部の住民の利益に資するもの（一部市民に特別の便宜を供与するもの）であるから、当該文書の印刷を行った市教委は倫理条例第 3 条に違反している。

(所管部局の見解)

所管部局の見解はおおむね次のとおりであつた。

- ・準備委員会は、市教委が策定した「学校規模適正化実施方針」に基づき、市教委が各地区自治連合会長に働き掛けた上で、地域の代表たる自治連合会長や民生児童委員協議会長、PTA 会長、学校長等を構成メンバーとして設置された組織である。
- ・本件たよりは、準備委員会における開校準備に向けた議論、検討の状況や考え方などを地域住民に周知・情報提供するためのものであることから、一部の住民に対する有利な取扱い等の不当な差別的な取扱いを行うものではない。むしろ公益性を有するものであり、したがって倫理条例第 3 条に違反するものではない。
- ・また、準備委員会には鼓阪地区の自治連合会役員や各種団体の代表者も参加しており、これらの代表者は、小学校の統合再編に関する賛成、反対のそれぞれの意見があることを踏まえて参加しているものと認識している。
- ・なお、鼓阪地区の 33 ある自治会の内 31 団体は統合再編に賛成の立場を示している。

(事実関係)

論点(2)①に係る判断を行うに当たり、次のような事実関係を確認した。

ア 倫理条例の規定について

倫理条例第 3 条の規定が次のとおりであることを確認した。

【奈良市職員倫理条例（抜粋）】

(職員が遵守すべき倫理原則)

- 第 3 条 職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
 - 3 職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
 - 4 職員は、職務の遂行に当たっては、常に適正な事務の処理に努めるとともに、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
 - 5 職員は、勤務時間の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(職員倫理規則)

第 7 条 市長は、第 3 条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

イ 奈良市職員倫理規則の規定について

奈良市職員倫理規則（平成 25 年奈良市規則第 50 号。以下「倫理規則」という。）に次のような規定があることを確認した。

【奈良市職員倫理規則（抜粋）】

(遵守事項等)

第 3 条 職員は、法令等（法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する管理規程その他の地方公共団体の長以外の機関の定める規則その他の規程を含む。）をいう。）を遵守するとともに、倫理原則を踏まえ、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止するために、第 5 条第 1 項、第 7 条及び第 8 条に規定する行為を行わないこととする。

2 職員は、前項のほか、公務に対する信用を傷つけないようにするため、次に掲げる事項を遵守することとする。

(1) 勤務時間の内外を問わず、車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。）を運転するときは、事故防止及び安全運転に努めること。

(2) 租税、水道料金、公営住宅の家賃その他の公的な債務の支払については、適正な手続を経ずに遅滞させないこと。

(3) セクシュアル・ハラスメント（職場において行われる性的な言動に対する職員の対応により、当該職員がその勤務条件について不利益を受けたり、又は職場において行われる性的な言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。）、パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）その他他の職員に精神的苦痛を与え、若しくは個人の人格、尊厳等を侵害する言動又は他の職員の勤務環境を害する行為を行わないこと。

3 職員は、倫理条例第 5 条の規定に基づき任命権者（倫理条例第 2 条第 2 号に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が実施する研修を受講し、倫理の保持に努めなければならない。

(利害関係者等)

第 4 条 この規則において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規則の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 倫理条例第 7 条に規定する職員の職務に利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として任命権者が定める者を除く。

(1) 許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「手続法」という。）第 2 条第 3 号及び奈良市行政手続条例（平成 11 年奈良市条例第 19 号。以下「手続条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する許認可等をいう。）をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

(2) 補助金等（市が市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給

- 付金をいう。以下同じ。)を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (3) 立入検査又は監査(法令(手続条例第 2 条第 1 号に規定する法令をいう。)及び条例等(手続条例第 2 条第 2 号に規定する条例等をいう。))の規定に基づき行われるものに限る。)をする事務 当該立入検査又は監査を受ける事業者等又は特定個人
- (4) 不利益処分(手続法第 2 条第 4 号及び手続条例第 2 条第 5 号に規定する不利益処分をいう。)をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人
- (5) 行政指導(手続条例第 2 条第 7 号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は特定個人
- (6) 市が所掌する事務のうち事業の発達、改善及び調整に関する事務(前各号に掲げるものを除く。) 当該事業を行っている事業者等
- (7) 契約(地方自治法第 234 条第 1 項に規定する契約をいう。)に関する事務 当該契約を締結している事業者等又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- (8) 指定管理者(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。)に関する事務 当該指定を受けている法人その他の団体及び当該指定を受けようとしていることが明らかである法人その他の団体
- 4 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して 3 年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。
- 5 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。
- 6 国会議員及び地方公共団体の議会の議員(これらの者の秘書、代理人及び使用者を含む。)は、職員の利害関係者であるものとみなす。

(禁止行為等)

第 5 条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花(香典及び供花にあつては、社会通念上儀礼の範囲を超えるものに限る。))その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受けること。
- (2) 利害関係者から金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。
- (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- (5) 利害関係者から供応接待を受けること。
- (6) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- (7) 利害関係者と共に旅行(公務のための旅行を除く。)をすること。
- (8) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

ウ 倫理条例第 3 条の解釈について

倫理条例第 3 条の規定趣旨について、「奈良市職員倫理条例運用ハンドブック」(平成 25 年 7 月奈良市策定)に次のような記載があることを確認した。

【奈良市職員倫理条例運用ハンドブック(抜粋)】

第 2 章 行動のルール

I 倫理原則

1. 基本的な考え方

職員として遵守すべき倫理原則を示したものです。服務にあたって当然守らなければならないことは、地方公務員法において服務の根本基準（第 30 条）をはじめとして、いくつかの義務が定められており（第 31 条～第 38 条）、また、奈良市職員服務規程にも具体的に定められています。本条例においては、倫理として、職員が再認識し遵守すべきことを明確にする必要があることから、第 3 条において 5 つの倫理原則を定めています。これは、職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、いわゆる訓示規定です。

2. 倫理原則その 1—公正な職務執行

憲法第 15 条第 2 項や地方公務員法第 30 条が定めるとおり、すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありません。そのため、本条第 1 項は、本市職員が遵守すべき倫理原則の一つとして、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをすることは許されず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないことを規定しています。

(監査委員の判断)

請求人は、本件たよりは一部の住民の欲求を満たすための印刷物に過ぎず、かつ、一部の住民の利益に資するものであるとともに、特別の便宜を供与するものであるとし、このような文書を公費負担で印刷したことは倫理条例第 3 条の規定に違反すると主張している。

このような主張を踏まえ、倫理条例及び倫理規則の規定を見てみると、次のようなことが確認できた。

倫理条例においては、まず、第 3 条において「職員は、市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない」（第 1 項）などの 5 原則を示し、その上で第 7 条において「第 3 条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定める」旨を規定し、具体的な遵守事項や禁止行為については、倫理規則第 3 条、第 4 条及び第 5 条において規定している（事実関係ア及びイ参照）。

このような倫理条例及び倫理規則の建付けや規定内容等を見てみると、請求人が違反の疑いを指摘する倫理条例第 3 条はいわゆる訓示規定であって職員の心構えを示すもの（事実関係ウ参照）と理解するのが妥当であり、実際に倫理条例違反を問えるのは倫理規則第 3 条、第 4 条及び第 5 条において具体的に示されている事項に該当する場合がこれに当たる。

そこで、まず、倫理規則第 3 条を見てみると、同条には、「勤務時間の内外を問わず、車両を運転するときは、事故防止及び安全運転に努めること」（第 1 号）や「租税、水道料金、公営住宅の家賃その他の公的な債務の支払については、適正な手続を経ずに遅滞させないこと」（第 2 号）などの規定が見られたが、いずれの規定についても本件住民監査請求における監査対象事項に関連するものとは認められなかった。

次に、倫理規則第 4 条及び第 5 条を見てみると、これらの規定は市職員が利害関係者との関係性を適切に保つことを目的とした規定であることが見て取れるものであり、同規則第 4 条においては、例えば「許認可等を受けて事業を行っている事業者等」（第 1 号）や「補助金等の交付の申請をしている事業者等」（第 2 号）など計 8 項目の利害関係者に関する規定が確認できた。このため、準備委員会が同条に規定する利害関係者に当たるかどうかについて確認したところ、いずれの規定にも該当するものとは認められなかった。

また、倫理規則第 5 条においては、例えば「利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること」（第 1 号）や「利害関係者から金銭の貸付けを受けること」（第 2 号）など計 8 項目の禁止行為が規定されていた。前述のように準備委員会については、利害関係者とは認められなかったところであるが、念のため同条の規定に該当するような行為がなかったか確認したところ、市と準備委員会との間で前述のような禁止行為を行った事実は確認できなかった。

以上のことから、市教委は、本件たよりの印刷に際して倫理規則各条のいずれの規定にも抵触しておらず、したがって、倫理条例第 3 条の規定に違反していると言うことはできないと判断する。

② 刑法第 156 条の規定に違反する行為があったか否か

(請求人の主張)

請求人の主張はおおむね次のとおりであった。

- ・本件たよりは公費で印刷されており、また、教育政策課作成の「佐保小・鼓阪小統合に伴う新校舎建設工事について」という文書と併せて配布されている。このことから、本件たよりは公文書という側面を持つ。

- ・本件たよりには、令和6年9月議会で増額補正予算案が否決された際の理由が記載されているが、当該記載内容は虚偽である。
- ・以上のことから、虚偽の記載のある文書を公費で印刷し配布した市は虚偽公文書作成等罪（刑法156条）に該当する。

(所管部局の見解)

所管部局の見解はおおむね次のとおりであった。

- ・本件たよりは、あくまで地域住民代表者等で組織された準備委員会において意思決定し作成したものであり、その作成主体は準備委員会である。

(事実関係)

論点(2)②に係る判断を行うに当たり、次のような事実関係を確認した。

ア 刑法の規定について

刑法第156条の規定が次のとおりであることを確認した。

【刑法（抜粋）】

(虚偽公文書作成等)

第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し、又は文書等若しくは電磁的記録文書等を変造したときは、印章等又は電磁的記録印章等の有無により区別して、前2条の例による。

イ 本件たよりに係る確認事項

本件たよりの発行に当たり、その作成は準備委員会が行っていたことなど、次のような事項を確認した。

- ・本件住民監査請求において監査対象となっている本件たよりは「臨時号」とされているが、当該臨時号以外に準備委員会の広報紙が発行された事実は確認できなかった。
- ・本件たよりの作成者及び発行責任者が準備委員会であることを確認した。
- ・本件たよりの印刷については、公費負担の上で市教委が行っていたことを確認した。
- ・本件たよりの配布部数や配布範囲については準備委員会で協議され、鼓阪・佐保両地区の自治会加入世帯に配布されたとのことであった。
- ・本件たよりについて、市教委において予算額等の数値や事実の時系列について誤りがないか確認を行っていた。

ウ 本件たよりの発行について

本件たよりの発行について、第4回準備委員会において次のような協議があったことを確認した。

【第4回若草中学校区新小学校開校準備委員会（議事録）（抜粋）】（令和7年1月16日開催）

④ 広報紙「開校準備委員会だより（臨時号）」の発行について

- ・地域の方に現状を知っていただくために広報紙を作成した。明確に経過を伝え、正確に知ってもらいたい。
- ・内容を確認のうえ、佐保・鼓阪両地区に全戸配布することを全員了解した。

(監査委員の判断)

請求人は、本件たよりは公費で印刷されており、また、教育政策課作成の「佐保小・鼓阪小統合に伴う新校舎建設工事について」という文書と併せて配布されている。このため、本件たよりは公文書として取り扱われるべき文書であり、そのような公文書とみなせる文書に事実と異なる記述があることから、市教委が虚偽の記載のある文書を公費で印刷し配布した行為は虚偽公文書作成等罪（刑法第156条）に該当すると主張している。

このような主張を踏まえ、刑法第156条の規定をしてみると、同条は「公務員が、「その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書等若しくは電磁的記録文書等を作成し」た場合に適用される規定であることが確認できた（事実関係ア参照）。このため、当該規定が本件住民監査請求において適用されるか否かについては、まず、本件たよりの作成が市職員によって行われたものかどうかを明らかにする必要がある。

このため、本件たよりの作成主体について確認したところ、同たよりの紙面には「発行責任者 若草中学校区新小学校開校準備委員会」との記載があり（事実関係イ参照）、また、「第4回若草中学校区新小学校開校準備委員会（議事録）」をしてみると、同たよりを作成し、配布することを決定したのは準備委員会であることが確認できた（事実関係ウ参照）。

これらの事実関係を見る限り、本件たよりの作成主体はあくまで準備委員会であって、公務員である市教委職員ではないと認められる。また、市が行った「印刷」という行為を「作成」という行為と同一視して解釈することはできないことから、本件住民監査請求において、刑法第 156 条の規定を適用することはできないと判断する。

なお、刑法違反の問題については、そもそも司法における刑事裁判の中で判断されるべき事項であるため、請求人が主張する本件たよりにおける虚偽記載の有無については、特段の検討を行わなかった。

③ 地公法第 36 条及び人事院規則 14-7（政治的行為）第 5 項の規定に違反する行為があったか否か
（請求人の主張）

請求人の主張はおおむね次のとおりであった。

- ・本件たよりには「（暗に B 市議と解る人物に対して）そもそも地元議員が地元の要望に一生懸命汗をかいているところへ介入する場合は、細心の注意と配慮をするのが、住民に選ばれた議員の矜持ではないか」と記載されている。
- ・議員の活動範囲は市内の一部に限られるものではなく、また、排せられるものでもない。
- ・本件たよりの記述は、議員の活動に制限を加えるものであり、これを市の広報物として印刷配布することは違法である。
- ・B 市議と解る人物をおとしめ、C 市議及び D 市議を持ち上げることは、地公法第 36 条違反に加え、各議員を 1 市民と見た場合明確な差別であることから、倫理条例にも違反する。

（所管部局の見解）

所管部局の見解はおおむね次のとおりであった。

- ・地公法第 36 条第 2 項の規定は、「特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて」同項第 1 号ないし第 5 号に掲げる政治的行為を禁止するものである。
- ・本件たよりは、準備委員会が議論、検討してきた内容を周知・情報提供するために作成されたものであり、前述のいずれの目的にも該当しないことは明らかである。
- ・本件たよりは、人事院規則でいう「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対する」意図をもって作成されたものでもない。
- ・本件たよりにおける市議会議員に関する記述は、前述のような同たよりの作成目的に沿って、それまでになされた各議員の発言内容等に対する準備委員会としての受け止め方や考え方を述べたものであり、特定の議員をおとしめたり持ち上げたりすることを目的とするものではない。
- ・準備委員会における受け止め方を記載することは、何ら議員の活動を制約するものではない。

（事実関係）

論点(2)③に係る判断を行うに当たり、次のような事実関係を確認した。

ア 地公法の規定について

地公法第 36 条の規定が次のとおりであることを確認した。

【地方公務員法（抜粋）】

（政治的行為の制限）

第 36 条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の区若しくは総合区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区若しくは総合区の所管区域）外において、第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる政治的行為をすることができる。

- 一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。
- 二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前 2 項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前 2 項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

イ 地公法第 36 条の運用について

昭和 26 年 3 月 19 日付けで地方自治庁から各都道府県知事に発出された「地自乙発第 95 号地方公務員法第 36 号の運用について」に、次のような記載があることを確認した。

【地方公務員法第 36 条の運用について（抜粋）】

(3) 政治的目的

イ 特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的

・「支持し又はこれに反対する」とは、「特定の政党その他の政治的団体」については、それらの団体の勢力を維持拡大するように若しくは維持拡大しないように、又はそれらの団体の有する綱領、主張、主義若しくは施策を実現するように若しくは実現しないように、又はそれらの団体に属する者が公職に就任し若しくは就任しないように影響を与えることをいい、・・・

ロ 公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的

・「公の選挙又は投票」とは、法令に基く選挙又は投票で、・・・
・「支持し又はこれに反対する」とは、特定の候補者等が当選又は投票を得又は得ないように影響を与えること等をいう・・・

(4) 政治的行為

ニ 第 4 号関係

・「文書又は図画」には、新聞、図書、壁新聞、パンフレット、リーフレット、ビラ、ポスター、写真、プラカード、立看板等も含む・・・

・「利用」とは、たとえば黒板に白墨をもつて記載すること。又は地方公共団体の備品を用いてビラを作成することなどを含む・・・

ウ 人事院規則 14-7 の規定について

人事院規則 14-7（政治的行為）第 5 項及び第 6 項の規定が次のとおりであることを確認した。

【人事院規則 14-7（政治的行為）（抜粋）】

（政治的目的の定義）

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第 6 項に定める政治的行為に含まれない限り、法第 102 条第 1 項の規定に違反するものではない。

一 規則 14-5 に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。

二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。

五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。

六 国の機関又は公の機関において決定した政策（法令、規則又は条例に包含されたものを含む。）の実施

を妨害すること。

七 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。

八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

（政治的行為の定義）

6 法第 102 条第 1 項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。

二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとする事あるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。

三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。

四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。

五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。

六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。

七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。

八 政治的目的をもつて、第 5 項第 1 号に定める選挙、同項第 2 号に定める国民審査の投票又は同項第 8 号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。

九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。

十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は行政執行法人の庁舎（行政執行法人にあつては、事務所。以下同じ。）、施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は行政執行法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。

十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。

十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。

十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。

十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。

十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

（監査委員の判断）

請求人は、本件たよりには特定の議員をおとしめるとともに別の議員を持ち上げるなどの表現が含まれており、このことは特定の議員の活動に制限を加えるものであって、このような文書を市の広報物として印刷、配布することは、地公法第 36 条の規定に違反すると主張している。

このような主張を踏まえ、地公法第 36 条の規定を見てみると、同条第 2 項に「職員は、特定の政党（略）を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人（略）を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。」との規定があることが認められた。さらに、同項において、例えば「公の選挙又は投票において投票するように、又はしないように勧誘運動をすること」

（第 1 号）や「文書又は図画を地方公共団体（略）の庁舎（略）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体（略）の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること」（第 4 号）など計 5 項目の禁止行為が

列挙されていることを併せて確認した（事実関係ア参照）。

これらの規定内容を整理すると、地公法第 36 条の規定に抵触するのは、地方公務員である「職員」が、同条第 2 項に規定する「政治的目的」をもって、同項各号に規定する「行為」を行った場合が、これに当たると理解することができる。

市教委職員が本件たよりを印刷した「行為」そのものを見ると、地公法第 36 条第 2 項第 4 号の規定に該当するとも取れる（事実関係ア及びイ参照）ことから、同規定に抵触するか否かを判断するためには、市教委が、「政治的目的」をもって同たよりの印刷を行ったか否かを検討する必要がある。

そこで、本件住民監査請求における市教委の主張を見たところ、本件たよりは、準備委員会が協議・検討してきた内容を地域住民に周知・情報提供するために作成されたものであり、地公法第 36 条に規定するような「政治的目的」に該当するものではない（「所管部局の見解」参照）との見解を確認することができた。

このような市教委の主張が妥当なものと考えられるかどうかを判断するため、準備委員会が本件たよりを作成した目的及び同たよりの記述内容について以下で検討する。

まず、本件たよりの作成目的についてであるが、そもそも準備委員会は学校規模適正化という本市における重要課題について、対象地域の住民や保護者、学校関係者で検討するために市教委の依頼により設置された組織であることが確認できている（論点(1)事実関係ウ及びエ参照）。準備委員会は、このような設置目的ののっとり、あくまで小学校の統廃合に関する現状を地域住民に周知するために本件たよりを作成したものと考えられ、このことは、論点(2)②の事実関係ウで確認した第 4 回準備委員会議事録からも推察することができる。

次に、本件たよりの記述内容を見てみると、確かに「議会の責任を問う」といった表現があり、また、特定の議員の活動を批判するとともに、具体的な議員名を掲載した上で謝意を伝えるなど、一定程度政治的な要素が含まれる文書であることが認められた。とはいえ、これらの記述内容には、「特定の政党（略）を支持し、又はこれに反対する目的」、あるいは「公の選挙又は投票において特定の人（略）を支持し、又はこれに反対する目的」を達成するために記されたと断言できるような記述、例えば特定政党や特定議員への投票を促すなどの政治的主張は特に含まれていなかった。

このような本件たよりの作成目的及び記述内容を見る限り、同たよりに地公法に規定するような「政治的目的」があったとは言い難いことから、前述の市教委の主張に不合理な点はないと認められる。

これらのことを踏まえた上で、市教委が本件たよりの印刷を行った意図・目的について考えてみると、市教委は、市の重要課題である学校規模適正化の取組を進めるために、自らが設置を依頼した準備委員会に対する通常の支援の一環として本件たよりを印刷したものと理解することができる。また、既述した事項以外に法令違反の確証が得られるような証拠を確認することもできなかったことから、市教委が、本件たよりの印刷に際して、明らかに政治的な意図や目的を有していたと断定することはできないと考える。

以上のことから、市教委が本件たよりを印刷した行為が、地公法第 36 条第 2 項の規定に抵触するとは言えないと判断する。

なお、請求人は、市教委が人事院規則に違反している旨主張しているが、同規則は国家公務員を対象とするものであることから、特段の検討は行わなかった。

以上、論点(2)①②③について検討した結果、本件たよりの記述内容に係る市教委の判断及び取扱いにおいて、請求人が主張する法令違反に該当する事項は認められなかった。

前述のように、本件住民監査請求において、違法な公金の支出に当たる点はなかったと判断したところであるが、一部において不当な判断及び取扱いが認められたため、以下にその内容を記す。

本件たよりには議会批判や特定議員の評価に関する記載があり、当該記述内容は政治的色彩を帯びたものであったと考えられる。また、そのような文書がおよそ 7 千部印刷され、地域住民に配布された事実を考えれば、当該文書が何らかの影響を及ぼした可能性は否定できない。

このような文書を作成した準備委員会は、市教委の依頼により設置された組織ではあるものの任意団体としての側面を有しており、その意見や主張を制限する規定は特にないものと解される。しかしながら、市においては公費を投入する以上、政治的色彩の有無や客観性、公平性の確保に配慮し、慎重に対応する必要があったと考える。

今後、市の機関以外の団体が発行する印刷物に対して公費を投入する場合は、政治的色彩の有無や客観性、公平性を欠く表現がないかなどを十分精査し、必要に応じて訂正を求め、あるいは、公費負担そのものを見直すなど慎重な対応がなされることを期待し、次のとおり勧告する。

3 勧告

教育長は、今後、本件住民監査請求に類する事案が発生しないよう問題点を整理し、また、再発防止策を講じた上で下記期限までに監査委員に報告すること。

措置期限

令和8年1月29日(木)

なお、措置を講じられた場合は、法第242条第9項の規定により、その旨を監査委員に通知すること。

4 意見

前述のように、本件住民監査請求においては、再発防止策を講じるよう教育長に勧告したところであるが、本件住民監査請求に類する事案は市教委以外の部局においても起こりえるものとする。

このため、内部統制上の観点から、今後、いずれの部局においても同様の事案が発生しないよう、市長のマネジメントにおいて、必要な取組が進められることが望ましいと考える。

(令和7年12月22日揭示済)

奈良市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年12月25日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝
奈 監 第 91 号
令和7年12月25日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 大西 淳文 様
奈良市教育長 北谷 雅人 様
奈良市農業委員会 異 一孝 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、監査対象については、令和6年度の財務を対象としたので旧年度の組織名で表記しています。

1 監査対象

環境部 まち美化推進課 土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。） 環境政策課

都市整備部 都市政策課 交通バリアフリー推進課 公園緑地課

建設部 土木管理課（地籍調査室を含む。） 建築デザイン課

(企業局)

経営部 経営企画課 お客様センター準備課

事業部 送配水管理センター（東部再整備室、水質管理室を含む。）

(教育委員会)

教育部

中学校 都祁 富雄第三

小学校 都跡 辰市 明治 青和 富雄第三 都祁

農業委員会事務局

2 監査期間

令和 7 年 10 月 7 日から同年 12 月 24 日まで

3 監査方法

令和 6 年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和 7 年 5 月末日現在（一部は同年 3 月末日在）の資料に基づき、地方自治法第 199 条第 2 項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

【指摘】

長期継続契約で締結されている奈良阪処分地管理事務所警備委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

【指摘】

備品の管理状況について、備品台帳と所管課作成の車両一覧を照合したところ、油圧ショベル等が備品台帳から削除処理されていなかった。

備品については、台帳の更新処理が適切に行われていないと、管理がおろそかになり、資産の有効な活用ができなくなるリスクがある。

このことから、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切に備品管理を行われたい。

【意見】

環境清美工場で焼却されたごみの焼却灰を埋立処分するため、南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場を設け、借地によりその用地を確保している。

現在の借地料の算定根拠について所管課に説明を求めたが、借地料単価の決定に係る資料がなく、明確な回答が得られなかった。

他課も含め、今後市において新たに借地する場合は、借地料の算定根拠となる借地料単価の資料等を記録として残し、適切に保存するなど説明責任を果たされたい。

環境政策課

【指摘】

JR 帯解駅前自転車駐車場敷地における無線基地局の新規設置に係る行政財産の目的外使用について、無線基地局本体に対する行政財産使用許可及び使用料の徴収は適正に行われていたものの、設置工事期間中については手続が行われていなかった。

工事のための一時的な使用であっても、奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）第 21 条及び奈良市行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）第 3 条の規定に基づき、行政財産使用許可及び使用料の徴収が必要となる。

関連例規に基づき、適正に事務手続を行われたい。

建設部

土木管理課（地籍調査室を含む。）

【指摘】

奈良市道路台帳補正等業務委託において、一般競争入札によって受託業者を選定しており、入札公告には「入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないものとする。」との条件が付されていたが、入札者が 1 人であるにもかかわらず、当該入札を有効として落札者と契約を締結していた。

これは、所管課において、入札公告に上記の条件が付されていることの認識がなかったことによるものであった。

入札における公平性、競争性を担保するため、入札公告の条件に基づき適正な入札事務を行われたい。

【指摘】

奈良市道路台帳補正等業務委託において、官民境界明示データ整備に伴い、個人情報を含む資料を委託業者に貸与していたが、委託契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書等が提出されていなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要がある、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な契約事務を行われたい。

建築デザイン課

【指摘】

一条中高一貫校校舎改築その他工事に伴う工事監理業務委託において、受注者の責に帰すべき事由により契約解除となったことに伴う違約金が、既履行部分の委託料から差し引かれており、この会計処理について、違約金相当額に係る収入及び支出の手続が行われておらず、差し引き結果の支出手続のみとなっていた。

このことについては、本件が私法上の債権債務であるため、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 505 条の規定により相殺自体は可能であるものの、地方自治法第 210 条に規定されている総計予算主義の原則により、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入」することとされており、会計処理上は、違約金及び委託料について、それぞれ収入され、支出があったものとして経理する必要がある。

予算執行の全体像を明瞭にすることにより、収入及び支出の実態が把握できるよう、総計予算主義の原則に基づいて、適正な会計処理を行われたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

【指摘】

第 3 回ウォーター PPP 分科会等の出張において、復命書が作成されていなかった。

職員が出張した場合には、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 35 条の規定に基づき、その内容や成果を記録する復命書を作成する必要がある。

公費が適切に支出されていることを証するため、また、記録を残し事後の説明責任を果たすため、同規則に基づき適切に復命書を作成されたい。

お客様センター準備課

【指摘】

長期継続契約で締結されている情報通信回線サービスの利用に関する契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

事業部

送配水管理センター（東部再整備室、水質管理室を含む。）

【指摘】

長期継続契約で締結されている須川ダム放流警報局設置用地借地料及び木津～緑ヶ丘口径 600 耗送水管路用地借地料において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

【意見】

木津浄水場排水処理所汚泥ホッパ更新工事において、事後審査型一般競争入札により業者選定が行われており、第一順位の落札候補者が事後審査を辞退していた。その際に入札所管課は、辞退届の提出は受けていたものの、辞退理由については詳細な確認を行っていなかった。このことは、奈良市企業局建設工事等事後審査型一般競争入札実施要領（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 10 条第 2 項に、「正当な理由がなく事後審査に係る必要書類の提出がない

場合は、奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領に基づき、入札参加停止の措置を行うものとする。」との規定があるが、辞退届の提出をもって必要書類の提出があったものとみなし、辞退理由の正当性については問わない運用となっていることによるものであった。

正当な理由を確認せずに辞退を認めてしまうと、参加資格を持たない不誠実な業者が入札に参加するなど、入札の公正性が確保できなくなるおそれがある。

このため、事後審査の辞退があった場合には、辞退理由がやむを得ない理由によるものかを確認した上で、正当な理由が認められない場合には、入札参加停止措置を行うなど、制度運用の見直しを検討されたい。

(教育委員会)

教育部

富雄第三中学校 辰市小学校 明治小学校

【指摘】

備品管理状況について台帳と現物を照合したところ、グランドピアノが備品台帳へ登録処理されていなかった。

備品については、台帳の更新処理が適切に行われていないと、管理がおろそかになり、資産の有効な活用ができなくなるリスクがある。

このことから、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切に備品管理を行われたい。

(令和7年12月25日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第71号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年12月26日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
N-Works	西谷 悟	奈良市左京二丁目2番地の2 7-204	令和7年12月19日

(令和7年12月26日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第17号

令和7年12月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和7年12月18日

奈良市教育委員会

教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和7年12月23日（火）午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）令和8年（令和7年度）奈良市二十歳を祝う会について

その他報告事項

その他報告事項（1）奈良市立小学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

その他報告事項（2）奈良市立中学校におけるいじめ重大事態の発生報告並びに調査開始について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次

第締切させていただきます。

(令和7年12月18日揭示済)